

○財務省告示第三百三十一号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム

(二) 特徴 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹼や洗剤の原料として用いられる。

二 法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第九項の規定により指定された期間

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第九十六号。以下「令」という。）の施行の日から平成二十八年八月八日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムについて関税率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（平成二十八年財務省告示第八十三号。以下「第八十三号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 韓国を原産地とする水酸化カリウムの暫定的な不当廉売関税の税率

令において定める不当廉売関税の税率については第八十三号告示における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、UNID Company Ltd.を供給者とする

税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ四十九・五パーセントとなる。

(二) 中国を原産地とする水酸化カリウムの暫定的な不当廉売関税の税率

令において定める不当廉売関税の税率については第八十三号告示における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、*Jiangsu OCI Chemical Ltd.*を供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ七十三・七パーセントとなる。